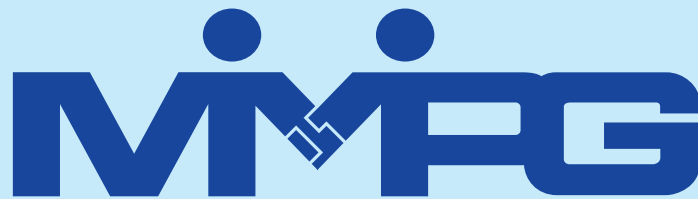


事業主のみなさまへ

確定拠出年金(日本版401k)

# MMPG総合型プラン



職業会計人が推奨!!

MMPGとご縁のある全ての皆様

MMPG総合型プラン

ご加入頂ける業種

少人数からご加

柔軟な掛金の設定が可能です。



福利厚生を  
充実させたい

**企業経営者様**

業種にかかわらず  
加入が可能!!

医療機関のみならず、  
全ての業種の企業様が  
加入できるプランです。

の福利厚生制度を後押しします。

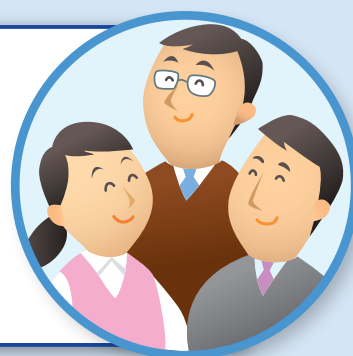
は、

業態を問いません!!

入いただけます。

希望する役職員が  
いつでも加入できます。

※但し、一旦加入すると原則60歳になるまでは  
解約することができません。



### 医療機関経営者様

少人数の職員さんを雇用されているクリニック様でも加入要件を網羅!!

病院等の職員さんの多い医療機関様はもちろん、少人数の職員さんで経営されているクリニック様でも加入できます。

### 福祉・介護事業経営者様

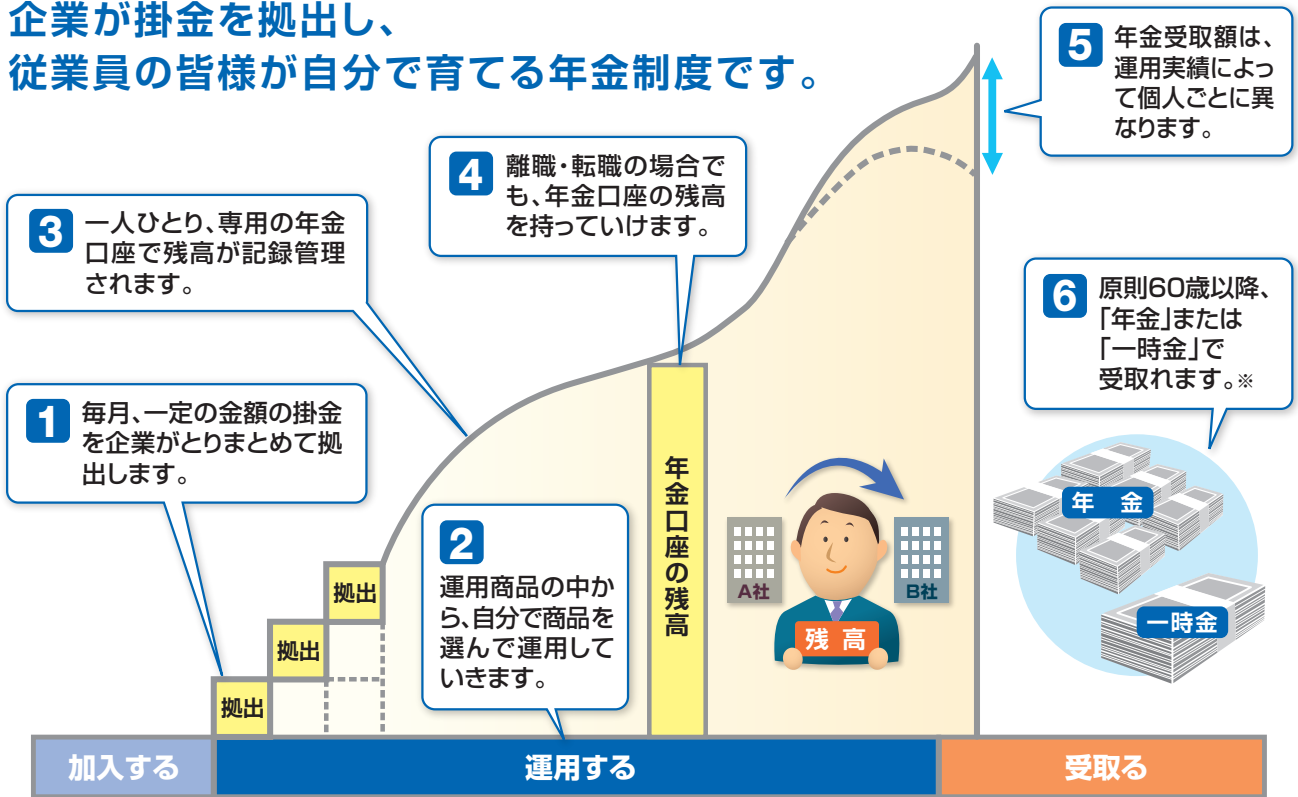
職員の離職防止に有効活用いただけます!!

職員の採用、離職に苦勞されている福祉・介護事業者様には朗報!!  
職員さんの福利厚生制度を充実させるとともに、法人の社会保険料の適正化等にご活用いただけます。

# 確定拠出年金制度のしくみ **7つのポイント**

今までの企業年金は 企業がまとめて運用 → **確定拠出年金は 従業員一人ひとりが運用**

企業が掛金を拠出し、  
従業員の皆様が自分で育てる年金制度です。



**7 税制優遇があります。**

- 拠出時**
  - 給与として扱われないため、税金がかかりません。
  - 企業は掛金を全額損金算入できます。
- 運用時**
  - 運用益に対する税金は、運用期間中にはかかりません。
  - \*年金資産に対して特別法人税がかかりますが、現在は課税が凍結されています。
- 受給時**
  - 控除が適用され、税金負担が軽くなります。
  - 年金で受取る場合 → **公的年金等控除**
  - 一時金で受取る場合 → **退職所得控除**

**拠出** 企業が従業員の年金口座へお金を出して積立てること

**運用指図** あらかじめ決められた複数の運用商品の中から投資対象を選び、年金資産を配分して投資運用する指示を行うこと

**受給** 年金を受取ること

\*あらかじめ規約に定めることで、最長65歳まで資格喪失年齢を上げることが可能となります。(＝掛金を最長65歳まで積立てることが可能となります) 但し、その場合受取り開始年齢もそれに応じて上げられることとなります。

## 確定拠出年金の受け取り

<p><b>老齢給付金</b></p> <p>どんなときに? 原則60歳から</p> <p>どんな方法で? 年金 一時金 年金・一時金の併給</p>	<p><b>障害給付金</b></p> <p>どんなときに? 加入者等が高度障害者になった場合</p> <p>どんな方法で? 年金 一時金 年金・一時金の併給</p>	<p><b>死亡一時金</b></p> <p>どんなときに? 加入者等が死亡した場合</p> <p>どんな方法で? 一時金</p> <p>誰に? 遺族</p>
--	---	---

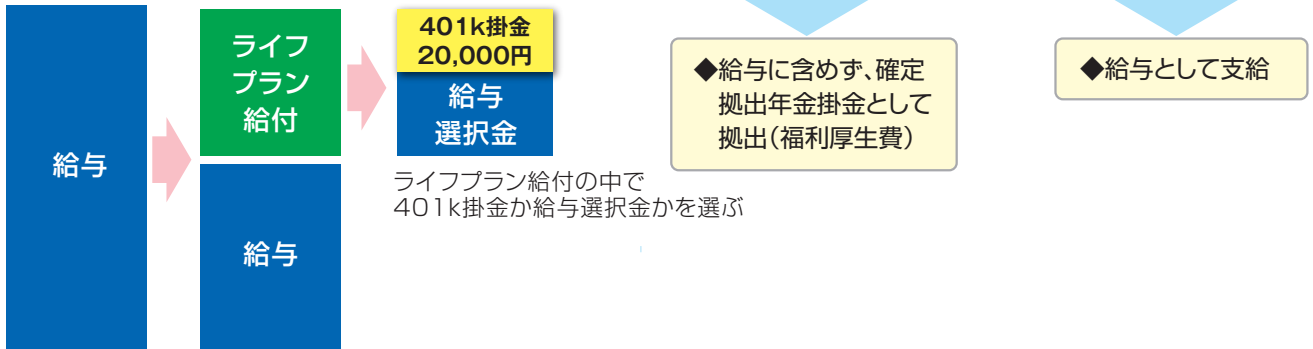
老齢給付金の受け取りに関しては、加入者等期間により受給開始年齢が変更となる場合があります。詳しくは、「加入者等期間と受給開始年齢の関係」をご覧ください。

## 加入者等期間と受取開始年齢の関係

加入者等期間	受給開始年齢
10年以上	満60歳
8年以上10年未満	満61歳
6年以上8年未満	満62歳
4年以上6年未満	満63歳
2年以上4年未満	満64歳
1ヶ月以上2年未満	満65歳

# 選択制確定拠出年金のしくみ

**ライフプラン給付** = **401k掛金** + **給与選択金**



給与を減額しライフプラン給付を創設

◆給与に含めず、確定拠出年金掛金として拠出(福利厚生費)

◆給与として支給

## 確定拠出年金(401k)の掛金は給与扱いにしません

### <確定拠出年金(401k)で積立イメージ>

### <預金で貯蓄するイメージ>

支給項目	当月基本給	400,000円
控除項目	厚生年金保険料	34,370円
	健康保険料	20,500円
	介護保険料	3,178円
	雇用保険料	2,000円
	所得税	4,204円
	住民税	10,036円
	控除額合計	74,288円
差引支給	手取り額	325,712円
	預金	20,000円
	可処分所得	305,712円

	掛金控除前	400,000円
	401k掛金	20,000円
支給項目	当月基本給	380,000円
控除項目	厚生年金保険料	31,855円
	健康保険料	19,000円
	介護保険料	2,945円
	雇用保険料	1,900円
	所得税	3,620円
	住民税	9,371円
	控除額合計	68,691円
差引支給	手取り額	311,309円
	可処分所得(+5,597円)	311,309円

◆給与に含めず、確定拠出年金掛金として拠出(福利厚生費)

◆基本給額は401k掛金分減少

◆控除額が減った分可処分所得が増える左図だと+5,597円

## 確定拠出年金制度のメリットと留意点

**メリット 事業主**

- 従業員(含む役員)の福利厚生の充実
- 従業員の老後資産形成支援
- 少ない負担で制度導入が可能

**留意点 事業主**

- 制度運営に事務費が必要

**メリット 従業員**

- 税制上のメリットが大きい
- 掛金は全額所得控除
- 運用益は非課税
- 受取時は退職所得控除や公的年金控除の対象
- 加入する・しないを選択できる(強制加入でない)

**留意点 従業員**

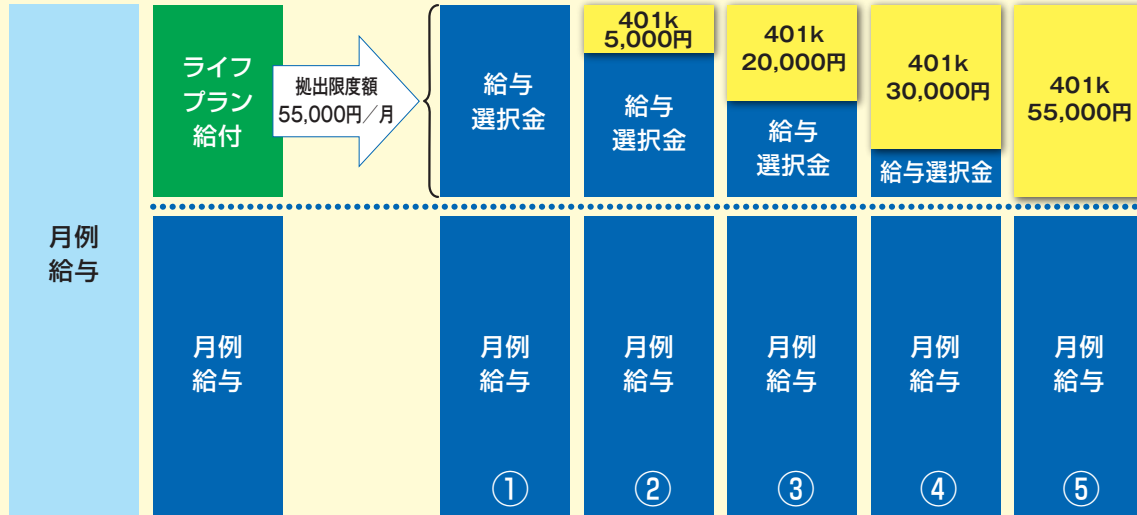
- 一旦加入すると原則60歳まで解約不可
- 加入しないことは自由ですが、一旦加入すると原則60歳になるまで資産の引出しはできません
- 将来の受取額が変動
- 選ぶ運用商品によって将来の受取額が変わります

# MMPG 総合型プランなら選べます

## タイプA

企業は掛金の追加をおこないません

【現行制度】 【新制度】



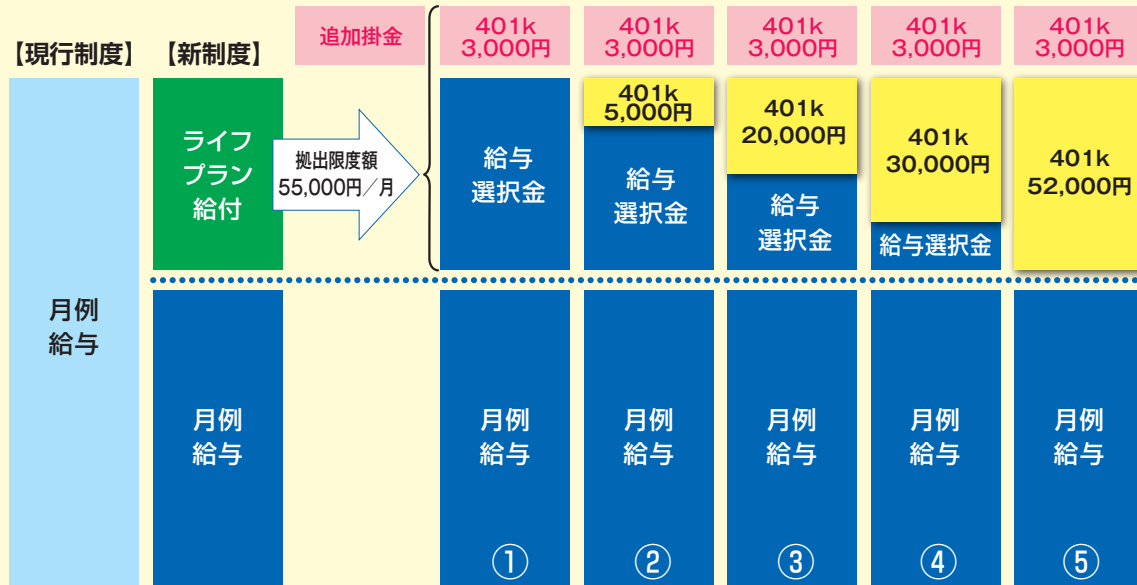
401k掛金は  
専用口座で  
積立てられ  
原則60歳以降  
に受取り

◆従業員は、一旦確定拠出年金を選択すると、原則掛金の拠出をゼロにすることは出来ません。

## タイプB

企業はベースとなる掛金の追加をおこないません

【現行制度】 【新制度】



401k掛金は  
専用口座で  
積立てられ  
原則60歳以降  
に受取り

◆従業員は、企業による追加掛金があるため、確定拠出年金選択後も掛金の拠出をゼロにすることができます。

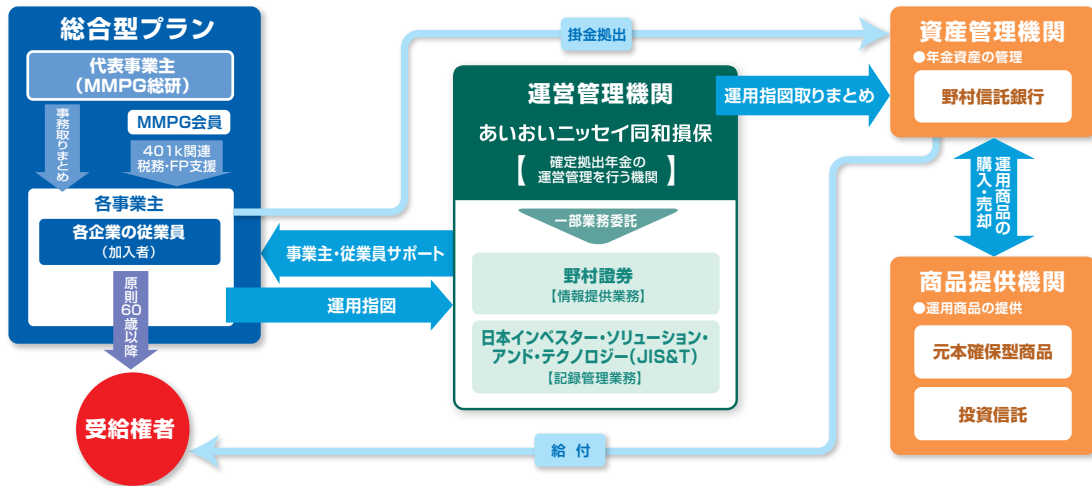
### タイプA,Bとも、

- ・掛金の変更は毎月可能です。
- ・最低掛金額は毎月3,000円。1,000円単位で最大55,000円(他の企業年金を実施の場合は27,500円)まで掛けることができます。
- ・月例給与を減額しライフプラン給付を設定します。



# MMPG総合型プランの運営フロー

本プランでは、確定拠出年金分野で実績のあるあいおいニッセイ同和損保と提携して、高品質なサービスをご提供いたします。



## 1 従業員(加入者)が安心して活用できるよう、きめ細かな加入者サービスを提供!

わかりやすい加入者教育、最初から人が対応するコールセンター、機能充実したホームページなど、質の高い加入者サービスをご提供いたします。

### 加入者教育

加入者のみなさまの視点で、わかりやすさに重点をおいたガイドブック類をご用意しております。年金制度や運用知識に関する研修を丁寧にサポートします。



### コールセンター

最初からオペレーターが対応するので、即座に相談内容をお受けできます。制度導入前でも加入者教育実施後、お問合せへの対応が可能になります。(あいおいニッセイ同和損保に委託)

オペレーターの受付時間  
平日:9時~21時  
土日:9時~17時  
(祝日、年末年始は休みとなります)



### ホームページ

休日でも深夜でも、ホームページや携帯サイトで、いつでもご自分の資産状況を確認できます。運用スタイル診断や将来の受取額試算など、機能も充実しています。(あいおいニッセイ同和損保に委託)

トップ画面で資産状況がすぐわかります



## 2 新しい制度について検討段階から事業主様をサポート!

現行制度を分析し貴社のご要望を踏まえた新制度案をご提案いたします。さらに、確定拠出年金導入時の各種申請書類の作成や規約申請を行い、円滑な制度導入をサポートいたします。

### 貴社でご準備頂くもの

- ①就業規則
  - ②給与(賃金)規程
  - ③育児・介護休業規程
  - ④退職金規程  
(既に対象金制度がある場合のみ)
- ①~④が無い場合は、雛形を提供致します。

### <導入スケジュール例>

弊社がサポートさせていただく業務





**MMPG** **メディカル・マネジメント・プランニング・グループ** 〈創設：1985年〉

MMPGは医療・福祉・介護分野に精通した全国の税理士・公認会計士が、経営者の抱える問題を解決し、それぞれの「発展」を支援しているコンサルティンググループです。

〈代表事業主〉

**株式会社 エム・エム・ビー・ジー総研**

〒140-0001  
東京都品川区北品川4-7-35  
御殿山トラストタワー4階  
TEL 03(6721)9095

〈運営管理機関〉

**MS&AD あいおいニッセイ同和損保**

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
〒150-8488  
東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
TEL 03(5789)7157  
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

〈お問い合わせ先〉